



日本高野連発第25-0105号  
令和7年11月21日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
加 盟 校 校 長 殿  
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 寶

馨

注意・厳重注意にかかる指導・措置と対外試合禁止における  
アウトオブシーズン期間が絡む場合の対象期間について

令和5年に発足した日本学生野球協会の処分基準制定委員会において、令和7年4月1日に制定された処分基準制定前までは、注意・厳重注意の付随的指導や対外試合禁止はアウトオブシーズン期間中も含めて指導及び処分の期間としていましたが、試合ができない期間を含めることは、指導及び処分の実効性を欠くものとなる、という議論がなされました。そのため、同基準では以下の通り定められています。

－処分基準（日本学生野球協会）抜粋－

第4 部員の憲章違反行為に対する処分の原則

4 原則として、部員の憲章違反行為については、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟による「注意・厳重注意」およびこれに付随して必要な「指導・措置」に委ねることを相当とします。この場合に必要な「指導・措置」として行う選手登録資格の停止の期間は、1か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3か月を超えない期間とすることを原則とします。ただし、「対外試合禁止」の期間には、野球部活動が制限されている対外試合禁止期間（アウトオブシーズン）」を含めません。

第5 野球部の憲章違反行為に対する処分の原則

1 野球部への「対外試合禁止」決定についても、部員の憲章違反行為と同じ理由から、「対外試合禁止」の期間は1か月を基準とし、また加重を行う場合でも、3か月を超えない期間とすることを原則とします。ただし、「対外試合禁止」の期間には、野球部活動が制限されている対外試合禁止期間（アウトオブシーズン）」を含めません。

よって、上記の両原則に沿うようそれぞれの対象期間を別紙の通りとします。

## 【注意・厳重注意に対する指導・措置における選手登録資格の停止期間】

指導・措置の期間が11月30日以降も続く場合、11月30日の次の日は翌年の3月20日とする。なお、アウトオブシーズンの期間中に発覚した事案の起算日は3月20日とする。ただし、新シーズンの大会を3月20日より前に開催する場合、その大会の参加校に対しては上記の「3月20日」を「大会開幕の日」と読み替えることとする。

## 例①) 起算日が令和7年11月15日からの1か月の指導・措置の場合

令和7年11月15日～同月30日と令和8年3月20日～同年4月2日までの計1ヶ月間

※これまで11月15日～12月14日の1か月間

## 例②) 起算日が3月20日の場合（アウトオブシーズン中に発覚）

令和8年3月20日～同年4月19日までの1か月間

## 【対外試合禁止の期間】

対外試合禁止の期間が11月30日以降も続く場合、11月30日の次の日は翌年の3月第1土曜日とする。これは、対外試合禁止は表1の通り練習試合も対象となり、練習試合は3月第1土曜日から行うことが可能となるためである。なお12月1日から3月第1土曜日前日までの期間に発覚した事案の起算日は翌年の3月第1土曜日とする。

## 例③) 起算日が令和7年11月20日の場合

令和7年11月20日～同年11月30日と令和8年3月7日～同月25日までの計1ヶ月間

※これまで11月20日～12月19日までの1か月間

## 例④) 起算日が令和8年3月7日の場合（アウトオブシーズン中に発覚）

令和8年3月7日～同年4月6日までの1か月間

## 【注意・厳重注意に対する指導・措置と対外試合禁止が対象となる試合】

(表1)	公式戦	練習試合
指導・措置	対象	対象外
対外試合禁止	対象	対象

## &lt;参考&gt;

◇高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定（令和4年12月2日改正）抜粋

## (1) アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは12月1日より翌年3月19日までとする。

（ただし、3月19日から春季大会開催をせざるをえない場合、同日が日曜日の年に限り、日本高等学校野球連盟に事前に申請し承認を得ること）

## (2) アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に主点を置くこと。

ただし、3月第1土曜日から学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3月第1土曜日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。

なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合することは差し支えない。